

徳島市監査委員告示第2号

平成29年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成30年1月9日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	工	藤	誠
同	中	西	裕
同	梶	原	一
			哉

徳議発第251号
平成29年12月4日

徳島市監査委員 殿

徳島市議会議長 宮内春雄

平成29年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成29年12月1日報告分）に基づく措置状況

議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 旅行命令書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(3) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。</p>	<p>当該旅行命令書については、直ちに決裁権者の押印を受けました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な決裁手続を行います。</p> <p>当該決裁書については、直ちに決裁権者の押印を受けました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な決裁手続を行います。</p> <p>収入印紙の貼付額については、直ちに適正な額の貼付を行いました。今後は、印紙税法に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。</p>	<p>押印のない出勤日については、直ちに出勤を確認し、押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正な管理を徹底します。</p>